

無 配 当
介 護 保 障 特 約

ご 契 約 の し お り ・ 約 款

- 無配当終身保険
- 終 身 保 険
- 5年ごと利差配当付終身保険
- 無配当積立利率変動型終身保険
- 無配当保障設計付年金保険
- 保障設計付年金保険
- 終身年金付家族収入保険

この冊子は、特約についての大切な事項をわかりやすくご説明したしおりと特約条項を掲載しています。ご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。詳細につきましては、当社へお問い合わせください。

目 次

■ご契約のしおり

- ・無配当介護保障特約のしくみ…………… 1
- ・特約の給付内容…………… 2
- ・要介護状態について…………… 5
- ・年金・給付金をお支払できない場合について…………… 6
- ・その他の注意点について…………… 7

■特則

- ・保険法の施行に伴う特則 (B) …………… 1

■約款

- ・無配当介護保障特約（無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険・終身保険（昭和48年3月20日認可））…………… 1
- ・無配当介護保障特約（無配当保障設計付年金保険・保障設計付年金保険・終身年金付家族収入保険）…………… 9
- ・無配当介護保障特約（無配当積立利率変動型終身保険）…………… 17

保険法の施行に伴う特則(B)について

2010年4月1日より保険法が施行されました。

これにともない、特約中途付加のお手続きをいただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則(B)」が適用されますので、あわせてご確認ください。

すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、「保険法の施行に伴う特則(B)」において定める事項については、各々のお手続きの効力発生日より、この特則を適用して取扱いますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてお読みください。

無配当介護保障特約

無配当介護保障特約のしくみ（充当方式※の場合）

- この無配当介護保障特約は主契約に付加して締結し、被保険者が所定の要介護状態に該当した場合の経済的負担を軽減させるために役立ていただくことができます。（詳しくは「要介護状態について」のページをご覧ください。）
- 主契約の種類により、つぎの時期に積立金や積立配当金、生存保険金等の全部または一部をもとにして介護保障への移行（無配当介護保障特約の締結）ができます。（ただし、ご契約後5年以上を経過していることが条件となります）その際、基本介護年金額は、移行時点での当社の定める率により、計算した金額とします。
※充当方式……主契約の積立金等の全部または一部をこの特約の原資に充当し、この特約を主契約に付加する方式をいいます。

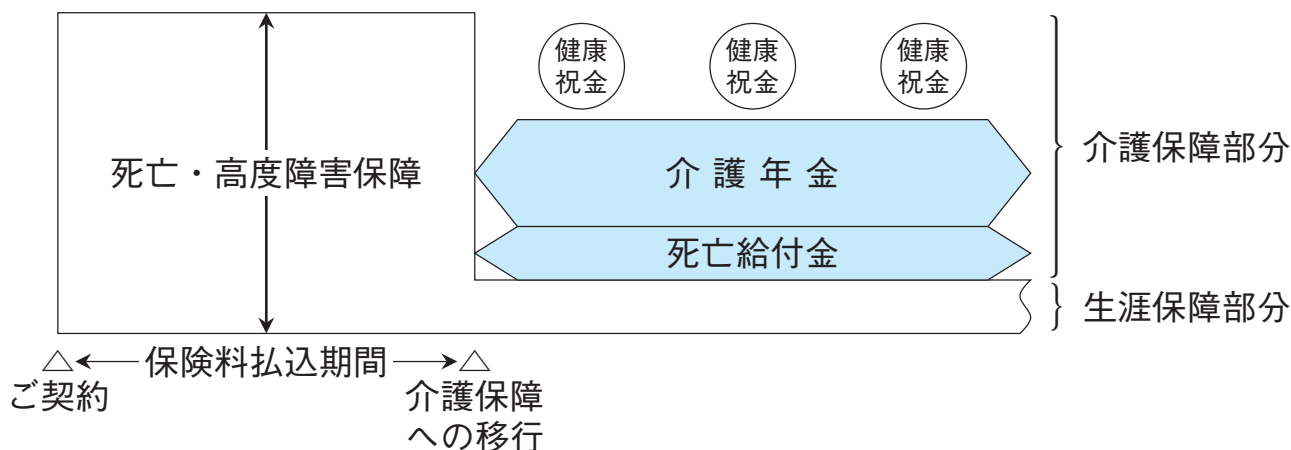
主契約	介護保障への移行時期
無配当終身保険、終身保険、5年ごと利差配当付終身保険	<p>(1) 主契約が有期払のとき 保険料払込期間満了後の年単位の契約応当日。</p> <p>(2) 主契約が一時払のとき 年単位の契約応当日。</p> <p>ただし、移行時の被保険者の年齢範囲は、55歳以上75歳以下とします。主契約が終身払の場合は、保険料払込完了制度※（保険料払込期間変更）をご利用いただき有期払に変更していただきます。この制度をご利用される時点の被保険者の年齢範囲は65歳以上75歳以下とします。5年ごと利差配当付終身保険、終身保険については無配当終身保険に付加される無配当介護保障特約を付加します。</p>
無配当積立利率変動型終身保険	<p>(1) 主契約が有期払のとき 保険料払込期間満了後の年単位の契約応当日。</p> <p>(2) 主契約が一時払のとき 年単位の契約応当日。</p> <p>ただし、移行時の被保険者の年齢範囲は、55歳以上75歳以下とします。</p>
無配当保障設計付年金保険、保障設計付年金保険、終身年金付家族収入保険	<p>保険料払込期間満了後かつ年金支払開始日までの年単位の契約応当日ならびに年金支払開始日。</p> <p>ただし、移行時の被保険者の年齢範囲は、主契約が無配当保障設計付年金保険のとき55歳以上70歳以下、終身年金付家族収入保険のとき55歳以上65歳以下とします。保障設計付年金保険については無配当保障設計付年金保険に付加される無配当介護保障特約を付加します。</p>

※保険料払込完了制度……無配当終身保険に終身払でご契約いただいた場合、所定の金額を一時に払い込んでいただくことにより、保険料払込満了状態とする制度です。

〈しくみ〉

生涯保障の一部にかえて無配当介護保障特約（Ⅰ型）への移行を選択した場合

〈無配当定期保険特約付終身保険の例〉



特約の給付内容

●給付の内容

介護保障のお取扱には、健康祝金の給付がある「Ⅰ型」と、健康祝金の給付がない「Ⅱ型」があります。

	Ⅰ型	Ⅱ型
給付の種類	介護年金	介護年金
	介護給付金	介護給付金
	死亡給付金	死亡給付金
	健康祝金	

●給付の種類

(1) 介護給付金

この特約の責任開始期以後に第1級要介護状態または第2級要介護状態に該当し、その状態が180日継続したと診断確定されたとき、お支払事由発生日（要介護状態が180日継続した日）から直後の契約応当日の前日までの日数に応じて、第1級介護給付金または第2級介護給付金を介護年金受取人（被保険者）にお支払します。

・ 第1級介護給付金額

$$= \text{基本介護年金額} \times \frac{\text{お支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数}}{\text{お支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数}}$$

・ 第2級介護給付金額

$$= \text{基本介護年金額の60\%} \times \frac{\text{お支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数}}{\text{お支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数}}$$

なお、第1級介護給付金をお支払する場合は、第2級介護給付金のお支払はしません。

また、同一保険年度において介護年金または介護給付金のお支払事由が生じていたとき、および、介護年金のお支払事由が同時に生じたときは、介護給付金のお支払はしません。

(2) 介護年金

この特約の責任開始期以後の契約応当日に、180日以上前から継続して第1級要介護状態または第2級要介護状態に該当していると診断確定されたとき、第1級介護年金または第2級介護年金を介護年金受取人（被保険者）にお支払します。

- ・ 第1級介護年金額 = 基本介護年金額
- ・ 第2級介護年金額 = 基本介護年金額の60%

なお、第1級介護年金をお支払する場合は、第2級介護年金のお支払はしません。

(3) 死亡給付金

死亡されたとき、基本介護年金額の50%に相当する額を死亡給付金としてその受取人（下表参照）にお支払します。

主 契 約	死亡給付金の受取人
無配当終身保険、終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、無配当積立利率変動型終身保険	主契約の死亡保険金受取人
無配当保障設計付年金保険、保障設計付年金保険	主契約の死亡時受取人
終身年金付家族収入保険	主契約の家族年金受取人（主契約の終身年金支払開始日以後は主契約の死亡給付金受取人）

(4) 健康祝金

無配当介護保障特約（I型）をお選びになった場合で、70歳となる契約応当日およびその後5年ごとの契約応当日に生存しているとき、基本介護年金額の50%に相当する額を健康祝金としてその受取人（下表参照）にお支払します。

ただし、同時に介護年金のお支払事由に該当しているとき、健康祝金のお支払事由が生じた日がこの特約の責任開始日であるときには、健康祝金をお支払しません。

健康祝金は据え置くことができます。据え置かれた健康祝金は、健康祝金の受取人からのご請求時に当社所定の利息とともにお支払します。ただし、死亡給付金をお支払するときは、死亡給付金とともに死亡給付金の受取人にお支払します。

主契約	健康祝金の受取人
無配当終身保険、終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、無配当積立利率変動型終身保険	保険契約者
無配当保障設計付年金保険、保障設計付年金保険	保険契約者（主契約の年金支払開始日以後は、主契約の年金受取人）
終身年金付家族収入保険	保険契約者（主契約の終身年金支払開始日以後は、主契約の終身年金受取人）

ご 注 意

◆無配当介護保障特約については、つぎのお取扱はしませんので、ご注意ください。

●減額 ●契約者貸付

◆無配当介護保障特約を解約されたときの払戻金の額は、おおむね基本介護年金額の50%となります。

要介護状態について

要介護状態には、第1級と第2級があります。

第1級 要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち3項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害（注）があり、かつ、下表のa～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
第2級 要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害（注）があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b. 衣服の着脱が自分ではできない。
- c. 入浴が自分ではできない。
- d. 食物の摂取が自分ではできない。
- e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

（注）「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ・ 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ・ 日頃接している周囲の人の認識ができない。

なお、要介護状態についての詳細は、特約条項の付則1をご覧ください。

年金・給付金をお支払できない場合について

介護年金、介護給付金、死亡給付金をお支払できない場合があります。

〈介護給付金、介護年金をお支払できない場合〉

- ・ 保険契約者または被保険者の**故意**または**重大な過失**による時。
- ・ 被保険者の**犯罪行為**による時。
- ・ 被保険者の**薬物依存**による時。
- ・ 戦争その他の変乱による時。(注1)
- ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、無配当介護保障特約が解除された時。
- ・ **重大事由**(注2)により、**無配当介護保障特約が解除された時**。

〈死亡給付金をお支払できない場合〉

- ・ 保険契約者の**故意**による時。
- ・ 受取人(注3)の**故意**による時。ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、残額を他の受取人に支払います。
- ・ **重大事由**(注2)により、**無配当介護保障特約が解除された時**。

(注1) ただし、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加の程度がこの特約の計算基礎におよぼす影響が少ないと認めた場合には、当社は、介護年金、介護給付金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

(注2) 重大事由

- ・ 給付金・年金を詐取する目的で事故を起こした時。
- ・ 給付金・年金のご請求に関して詐欺行為があった時。
- ・ 他の保険契約との重複により給付金・年金の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがある時。
- ・ 主契約に付加されている特約が重大事由により解除された時。
- ・ その他上記と同等の事由があった時。

(注3) 受取人

- ・ 主契約が無配当終身保険、終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、無配当積立利率変動型終身保険のとき、死亡保険金受取人。
- ・ 主契約が無配当保障設計付年金保険、保障設計付年金保険のとき、死亡時受取人。
- ・ 主契約が終身年金付家族収入保険のとき、家族年金受取人(主契約の終身年金支払開始日以後は主契約の死亡給付金受取人)。

その他の注意点について

- つぎの場合には、介護保障への移行をお取扱できません。
 - ・ 主契約に特別条件が付加されている場合。(ただし、特別条件が保険金削減支払法のみときは、削減期間経過後にお取扱します。)
 - ・ 基本介護年金額が60万円を下回るとき、および他の保険に付加されている無配当介護保障特約の基本介護年金額と通算して1,000万円をこえるとき。
 - ・ 無配当介護保障特約締結日における被保険者の年齢が当社所定の年齢の範囲外である場合。
 - ・ 主契約が無配当終身保険、終身保険、5年ごと利差配当付終身保険で、払済終身保険または延長定期保険に変更されているとき。
 - ・ 主契約が無配当積立利率変動型終身保険で、払済積立利率変動型終身保険または延長定期保険に変更されているとき。
 - ・ 主契約が無配当保障設計付年金保険、保障設計付年金保険で、払済年金保険に変更されているとき。
 - ・ 主契約が終身年金付家族収入保険で、払済保険に変更されているとき。
- 主契約の積立金の全部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき、主契約に付加されている無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、定期保険特約、無配当新家族保障特約、5年ごと利差配当付新家族保障特約、新家族保障特約、家族保障特約、5年ごと利差配当付家族保障特約、無配当終身保険特約、5年ごと利差配当付終身保険特約、終身保険特約、無配当養老保険特約、養老保険特約、無配当年金保険特約、年金保険特約、無配当災害割増特約、災害割増特約の各特約は、無配当介護保障特約の締結日の前日に消滅します。
- 主契約の積立金の一部を無配当介護保障特約の原資に充当したとき、主契約に付加されている無配当定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、定期保険特約、無配当新家族保障特約、5年ごと利差配当付新家族保障特約、新家族保障特約、家族保障特約、5年ごと利差配当付家族保障特約、無配当終身保険特約、5年ごと利差配当付終身保険特約、終身保険特約、無配当養老保険特約、養老保険特約、無配当年金保険特約、年金保険特約、無配当災害割増特約、災害割増特約の各特約は、当社の定めるところにより、減額または消滅することがあります。
- 介護年金の支払請求に際しては、毎年医師の診断書が必要となります。

特則

保険法の施行に伴う特則（B）

「保険法」の施行に伴うお取扱について

保険法の規定は、原則として、保険法の施行日（2010年4月1日）以降に締結（復活、特約中途付加、更新を含みます）された保険契約について適用されますが、弊社では、復活、特約中途付加、更新につきまして、2010年3月2日以降にお手続きいただくご契約につき、「保険法の施行に伴う特則（B）」を作成し、当特則を適用することとしました。

すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、この「保険法の施行に伴う特則（B）」において定める事項については、それぞれのお手続の効力発生日より、この特則を適用してお取扱しますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてお読みください。（ただし、特則（B）第5条につきましては、保険法の施行日以降適用されます。詳しくは、特則（B）附則をご覧ください。）

※この特則を適用させていただくにあたって、お手続の必要はありません。

●保険法の施行に伴う特則（B）の主なポイント

1. 保険金等のお支払の時期について（保険法の施行に伴う特則（B）第3条）

現在の約款では、原則的な支払期限を定めているものの、お支払に際して事実確認を行う場合の確認事項、確認方法やそれらに応じたお支払期限を明示していませんでした。

保険法の施行にともない、当社は約款で保険金等（給付金、年金等を含むすべての保険給付をいいます）のお支払までの期限を具体的に定めました。また、適正な保険金等のお支払を確保するために、必要な調査を行う場合もありますが、それぞれのケースでお支払までの期限についても具体的に定めました。

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。

保険金等を支払うために(1)から(4)の確認が必要な場合	(1) 保険金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合	⇒	お支払期限	保険金等のご請求のための書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日
	(2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合			
	(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合			
	(4) 重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合			

上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、保険法の施行に伴う特則（B）第3条をご覧ください。

保険法の施行に伴う特則（B）第3条で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

2. 保険金等の受取人による保険契約の存続（保険法の施行に伴う特則（B）第5条）

債権者等が債権を回収するため、保険契約を差押えたり、質権を設定した上で、保険契約を解約して解約返戻金を請求する場合があります。このような場合に、保険金受取人の利益を保護するため、保険金等の受取人により保険契約を存続させることが可能になりました。

差押債権者、破産管財人等による解約について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金等の受取人による保険契約の存続について

債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

※ただし、解約の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日が、年金開始日以降となる場合には適用されません。

※この制度は2010年4月1日以降に債権者等から解約の通知があった保険契約に適用されます。

3. 告知について（保険法の施行に伴う特則（B）第7条）

現在適用されている約款規定に、つぎの内容を追加しました。

告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

4. 重大事由による解除について（保険法の施行に伴う特則（B）第8条）

当社は、いままでも、保険金殺人や保険金詐欺等の犯罪行為にそなえ、保険契約の不正な利用の防止のために保険契約を解除（解約）できる旨を、重大事由による解除として約款に規定していました。
保険法では、重大事由による解除の要件が新たに定められました。これに伴い、当社の重大事由による解除の規定も保険法に則って修正しました。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- (1) 保険金等を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- (2) 保険金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められる場合
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記(1)～(4)と同等の事由がある場合
- (6) 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)～(5)と同等の重大な事由がある場合

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由または保険料のお払込の免除事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません（上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します）。すでに保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込を免除していたときでもその保険料のお払込を求めることができます。

（*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

5. 死亡保険金等の受取人の変更について（保険法の施行に伴う特則（B）第9条、11条～13条）

- ・ 保険契約者は死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金等の受取人を変更することができます。ただし、死亡保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には死亡保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と死亡保険金等の受取人が法人の場合を除きます）。
- ・ 死亡保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払しません。

6. 遺言による死亡保険金受取人の変更について（保険法の施行に伴う特則（B）第10条）

保険法にて遺言による死亡保険金等の受取人変更の条文が新たに定められたのを受け、約款にも新たに規定しました。

- ・ 保険契約者は死亡保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、死亡保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には死亡保険金等の受取人の変更はできません。
- ・ 死亡保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、死亡保険金等の受取人変更の効力を生じません。

※当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金をお支払したときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払しません。

7. その他

・ 詐欺による取消について

現在適用されている約款では、保険契約者等の詐欺によりご契約が締結された場合、保険会社はそのご契約を「無効」とする規定があります。この「無効」という法律上の効果を、民法の定めに合わせて「取消」に変更します。（特則6条）

・ 時効について

保険金等、払戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅するものとして取扱います。（特則14条）

● 保険法の施行に伴うその他のお取扱

・ 被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約をご請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

※この制度は2010年4月1日以降に締結（復活、特約中途付加、更新を含みます）された保険契約について、被保険者が保険契約者に解約の請求をした場合に適用されます。

保険法の施行に伴う特則(B)

保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、平成22年3月2日以降、同日前に締結された保険契約（特約を含み、以下同じとします。）が更新または復活される場合もしくは同日前に締結された保険契約に特約が中途付加（主たる保険契約の締結後に特約を締結することをいい、以下同じとします。）される場合には、つぎの各号に定めるところにより、すでに適用されている普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、この特則において定める事項については、この特則を適用して取り扱います。

(1) 主たる保険契約が更新または復活されるとき

普通保険約款および主たる保険契約と同時に更新または復活される特約の特約条項についてこの特則を適用します。

(2) 特約のみが更新されるときまたは特約が中途付加されるとき

更新または中途付加される特約の特約条項についてこの特則を適用します。

第1条（保険証券に関する事項）

1. 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎに定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 保険金等（給付金、年金等を含むすべての保険給付をいいます。以下同じとします。）の受取人（普通保険約款および特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険期間

(6) 保険金等の額

(7) 保険料およびその支払方法

(8) 契約日

(9) 保険証券の作成年月日

(10) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第8号までに準ずる事項。

2. 保険契約が更新または復活された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第2条（保険金等および保険料払込免除の請求手続に関する事項）

1. 保険金等の支払事由または保険料払込免除事由が発生した場合には、保険契約者または保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 保険金等を請求する場合または保険料払込免除を請求する場合には、すみやかに請求書類を会社に提出して請求してください。

第3条（保険金等の支払の時期および場所に関する事項）

1. 保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

2. 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、保険金等の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款（特約条項を含みます。）に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第8条（重大事由による解除）第1項第5号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者（特約の被保険者を含み、被保険者の名称の如何を問いません。以下同じとします。）もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までに おける事実

3. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、保険金等の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

4. 前2項の場合、会社は、保険金等を請求した者に通知します。

5. 第1項から第3項までに定める期限をこえて保険金等を支払う場合には、第1項から第3項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等を支払います。
6. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由がなく第2項および第3項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第2項および第3項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
7. 本条の規定は、保険料払込免除の取扱に準用します。

第4条（払戻金の請求手続に関する事項）

解約払戻金その他の払戻金は、請求書類を会社に提出して請求してください。

第5条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にあわせてつぎの各号のすべてを満たす普通死亡または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
 - (3) 前項の通知をするときは、つぎの請求書類を会社に提出してください。
 - (1) 請求書
 - (2) 保険契約者の同意を証する書類
 - (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類
 - (4) 前項の金額を支払ったことを証する書類
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等（傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等については、その保険金等が支払われることにより、保険契約が消滅または保険料積立金が減少するものに限ります。また、保険金等の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金等の受取人に支払います。
5. 前項に定める保険金等（生存を支払事由とする年金を除きます。以下本項において同じとします。）が、その支払により保険契約が消滅しない保険金等である場合には、その保険金等の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った保険金等の金額を差し引いた金額とします。
6. 生存を支払事由とする年金を支払う旨を定めた保険契約について、第1項に定める解約の効力が生じる日に保険契約の解約ができないこととなる場合には、本条の規定を適用しません。
7. 普通死亡または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等を年金として支払う旨を定めた保険契約において、第4項に定める保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべき場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1回目の年金の支払日以降に支払われる年金を支払うための積立金額（年金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。）の限度で、第2項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払い、保険契約は消滅します。
 - (2) 前号にかかわらず、年金を支払うための積立金額の残額にもとづいて計算した年金額が会社の定める金額以上である場合には、年金額が減額されたものとして以後の年金を支払います。

第6条（詐欺による取消、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結、復活、復旧または増額したときは、会社は、保険契約（復旧部分または増額部分）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
2. 保険金等または保険料払込免除の請求に関し詐欺の行為があった場合についての規定は適用しません。
3. 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（復旧部分）を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第7条（告知義務および告知義務違反による解除）

1. この保険契約の締結、復活または復旧の際に、会社が保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）について、保険契約者または被保険者（普通保険約款（特約条項を含みます。以下本条において同じとします。）に定めるその他の告知義務者を含みます。以下本条において同じとします。）は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要するものとします。ただし、普通保険約款において会社の診査医に対して口頭で告知する旨を定めていないものについては、口頭で告知することを要しないものとします。
2. 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かって保険契約を解除することができます。保険契約を解除した場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
3. 会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後であっても、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等の支払または保険料払込の免除をしません。もし、すでに保険金等を支払っているときは、その返還を請求し、また、すでに保険料の払込を免除しているときは、払込を免除された保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった告知しなかったかまたは真実でないことを告知した事実によるものでないときは、この限りではありません。
4. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に解除の通知をします。
5. 会社は、つぎのいずれかの場合には、告知義務違反による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき

- (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第1項に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
6. 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第8条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約（特約を含みます。以下本条において同じとします。）を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または普通死亡を支払事由とする保険金等（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下本項において「死亡保険金」といいます。）の受取人が死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において「給付金」といいます。）の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡保険金または給付金の請求に関し、死亡保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由による保険金等（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号の①から⑤までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じとします。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求することができます。すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めすることができます。また、前項第5号のみに該当した保険契約を解除する場合で、前項第5号の①から⑤までに該当したのが年金等の受取人のみであり、その年金等の受取人が年金等の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金等に対応する部分についてのみ解除するものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、払戻金（年金等の支払事由発生後または年金基金への充当が行なわれた日もしくは年金支払開始日以後は、解約または年金等の全部を一時に支払う旨の請求を受けたものとして計算した金額。以下本条において同じとします。）があるときはこれを保険契約者（年金等の支払事由発生後または年金基金への充当が行なわれた日もしくは年金支払開始日以後は、年金等の受取人。以下本条において同じとします。）に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、払戻金があるときは、その部分の払戻金を保険契約者に支払います。
6. 主たる保険契約が復活される場合にこの特則を適用するときは、第1項第5号の規定は適用しません。この場合、この特則中、第1項第5号に関する規定も適用しません。

第9条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）

1. 保険契約者は、死亡を支払事由とする保険金等（以下本条および次条において「死亡保険金」といいます。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 保険契約者は、普通保険約款（特約条項を含みます。）により受取人となるべき者があらかじめ定められている保険金等の受取人をそれ以外の者に変更することはできません。
3. 死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
5. 前2項により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者が死亡保険金の受取人の変更を請求するときは、つぎの請求書類を会社に提出してください。
 - (1) 請求書
 - (2) 被保険者の同意を証する書類

特則-5

(3) 保険契約者の印鑑証明書

(4) 保険証券

7. 第1項の規定により死亡保険金の受取人を変更したときは、保険証券に表示します。

8. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第10条（遺言による死亡保険金の受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

4. 保険契約者の相続人が死亡保険金の受取人の変更を請求するときは、つぎの請求書類を会社に提出してください。

(1) 請求書

(2) 被保険者の同意を証する書類

(3) 遺言書

(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類

(5) 保険証券

5. 本条の場合、前条第2項から第5項までおよび第7項の規定を準用します。

第11条（年金等の受取人の変更に関する事項）

前2条の規定は、普通保険約款（特約条項を含みます。）の定めるところに従い、生存を支払事由とする年金等の受取人の変更について準用します。

第12条（給付金の受取人に関する事項）

保険契約者と被保険者が異なる保険契約において、その被保険者と傷害疾病にもとづく事由を支払事由とする保険金等（傷害疾病にもとづく死亡を支払事由とする保険金等を除き、本条において「給付金」といいます。）の受取人が異なる場合には、給付金の受取人はその被保険者とします。

第13条（法人契約特則に関する事項）

普通保険約款に定める法人契約特則が適用される保険契約については、被保険者の同意を得て取り扱うものとします。

第14条（時効）

保険金等、払戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅するものとして取り扱います。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険法の施行に伴う特則（B）に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則

この特則中、第5条（保険金等の受取人による保険契約の存続）については、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後、債権者等による保険契約の解約の通知が会社に到着した場合に適用するものとします。

無配当介護保障特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第1条

2. 特約の型および基本介護年金額

第2条 特約の型

第3条 基本介護年金額

3. この特約の仕組

第4条 介護給付金および介護年金の支払

第5条 死亡給付金の支払

第6条 健康祝金の支払

第7条 介護年金および健康祝金の支払方法の選択

4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条 介護年金等の請求手続

第9条 介護年金等の支払の時期および場所

5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合

第10条 介護年金および介護給付金を支払わない場合

第11条 死亡給付金を支払わない場合

6. この特約の解約、解除等

第12条 解約

第13条 告知義務違反による解除

第14条 重大事由による解除

第15条 詐欺による無効、不法取得目的による無効

7. 払戻金

第16条

8. 契約者配当

第17条

9. 主約款の規定の準用

第18条

10. 無配当年金支払取扱特約と同時に付加する場合の特則

第19条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 要介護状態

付則2 介護年金等の請求書類

別表 この特約の払戻金額例表

無配当介護保障特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に介護年金・介護給付金の給付を行なうことを主たる目的としたものです。

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第1条

1. この特約の締結についてはつぎに定めるところによります。

(1) この特約を主契約の保険料払込期間満了日の翌日（主契約が一時払の場合には主契約の契約日、主契約が身払の場合には会社の定める日とします。）およびその後の月ごとの契約応当日のうち保険契約者が指定した日に、この特約の保険料を一時払で払い込み主契約に付加する場合（以下「一時払方式」といいます。）

(イ) 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

① 保険料払込方法が一時払の主契約締結の際に付加した場合

主契約の責任開始期

② ①以外の場合

保険契約者から、この特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日

(ロ) (イ) の②の規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から (イ) の②に規定する契約応当日の前日までの間に、第4条第1項に規定する介護給付金の支払事由のうち1に定める事由に該当することが医師によって診断確定された場合または第5条に規定する死亡給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、医師によって診断確定された時またはその支払事由が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。

(ハ) (イ) の②の場合には、保険証券に裏書します。

(2) 第3条第2号に規定する主契約の積立金等の全部または一部を (ハ) に規定する締結日に、この特約の原資に

充当し、主契約に付加する場合（以下「充当方式」といいます。）

- (イ) この特約は、保険契約者から、主契約の積立金等の全部または一部をこの特約の原資に充当する旨の申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。この場合、(ハ)に規定する締結日からこの特約上の責任を負います。
 - (ロ) 主契約の積立金等の一部をこの特約の原資に充当するときは、つぎに定めるところによります。
 - ① 保険契約者は、この特約の原資に充当されない主契約部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - ② この特約の原資に充当されない主契約部分については主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、「保険契約」を「無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分」と読み替えます。
 - (ハ) この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日（主契約が終身払の場合には会社の定める日）およびその後の契約応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。この場合、この特約条項中「責任開始期」および「責任開始の日」を「締結日」と読み替えます。
 - (ニ) この特約が付加された後は、主契約についてつぎに定める取扱をしません。ただし、この特約の原資に充当されない主契約部分についてはこの限りではありません。
 - ① 死亡保険金の支払
 - ② 高度障害給付金の支払
 - (ホ) 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を付加する旨の申出を行なうことを要します。
 - (ヘ) この特約が付加された場合には、保険証券に裏書します。
2. この特約の保険期間は、終身とします。
3. この特約については、つぎの各号の取扱をしません。
- (1) 減額
 - (2) 貸付

2. 特約の型および基本介護年金額

第2条（特約の型）

保険契約者は、この特約の締結の際に、つぎの表のいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
I型	介護年金 介護給付金 死亡給付金 健康祝金
II型	介護年金 介護給付金 死亡給付金

第3条（基本介護年金額）

基本介護年金額は、介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金（以下「介護年金等」といいます。）を支払う際に基準となる金額をいい、つぎに定めるところによります。

- (1) 一時払方式
この特約の締結の際に約定した金額とします。
- (2) 充当方式
保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。ただし、主約款による貸付が行なわれているときはその元利金相当額を差し引き、また未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。
 - (イ) 主契約の積立金。この特約の締結時に減額され、または消滅する特約の積立金を含めます。
 - (ロ) 主契約に付加されている無配当養老保険特約の生存保険金。すえ置かれた無配当養老保険特約の生存保険金を含めます。
 - (ハ) 前納金の精算金
 - (ニ) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

3. この特約の仕組

第4条（介護給付金および介護年金の支払）

1. 介護給付金および介護年金の支払は、つぎの表のとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	介護年金受取人
	第2級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	
介護年金	第1級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第1級要介護状態に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第2級要介護状態に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも、つぎのいずれかのときには介護給付金を支払いません。

- (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
- (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき

3. 第1項の規定にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続しない場合は、介護給付金の支払事由はつぎのときに生じることとします。

- (1) 第1級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
- (2) 第2級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

4. 介護年金受取人は、被保険者としてします。

5. 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、介護年金または介護給付金の受取人は保険契約者としてします。

第5条（死亡給付金の支払）

1. 被保険者がこの特約の責任開始期以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。
2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認められたときは、死亡給付金を支払います。

第6条（健康祝金の支払）

1. 被保険者がつぎの日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者に支払います。

- (1) 被保険者の年齢が70歳に達する契約応当日
 - (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日
2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの場合には健康祝金を支払いません。
- (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の責任開始の日であるとき

第7条（介護年金および健康祝金の支払方法の選択）

介護年金または健康祝金の受取人は、それぞれつぎの支払方法を選択することができます。

- (1) 介護年金の分割支払
介護年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、被保険者が死亡したときに、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人（被保険者が介護年金受取人であるときは被保険者の相続人）に支払います。
- (2) 健康祝金のすえ置支払
支払事由が生じた日以後健康祝金の受取人から請求があった時までまたはこの特約が消滅した時まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、健康祝金の受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに健康祝金の受取人に支払います。ただし、死亡給付金の支払のときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。

4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（介護年金等の請求手続）

1. 介護年金、介護給付金および死亡給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者またはその受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 介護年金等を請求する場合には、付則2に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 介護年金受取人が、介護年金または介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、介護年金受取人の代理人として介護年金または介護給付金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
 - (イ) 被保険者と同居している3親等内の親族
 - (ロ) 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者
5. 死亡給付金の受取人は、死亡給付金の支払事由が発生した場合には、死亡給付金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡給付金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第9条（介護年金等の支払の時期および場所）

1. 介護年金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで介護年金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合

第10条（介護年金および介護給付金を支払わない場合）

会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第4条（介護給付金および介護年金の支払）の規定に該当した場合には、介護年金および介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 付則1の備考4. に定める被保険者の薬物依存
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じて介護年金または介護給付金の全

額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

第 11 条（死亡給付金を支払わない場合）

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第 5 条（死亡給付金の支払）の規定に該当した場合には、死亡給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者の故意
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
2. 前項の規定によって死亡給付金を支払わない場合、この特約の払戻金があるときは、会社はこれを保険契約者に支払います。ただし、前項第 1 号の場合には支払いません。

6. この特約の解約、解除等

第 12 条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、会社は、この特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 前項の規定にかかわらず、直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、解約は取り扱いません。
3. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 13 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、介護年金等の支払事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、介護年金または介護給付金を支払いません。もし、すでに介護年金または介護給付金が支払われているときはその返還を請求します。ただし、その支払事由の発生が解除の原因となった事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. この特約を解除したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 一時払方式
会社の定める方法により計算した金額を保険契約者に支払います。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (2) 充当方式
この特約の締結前の主契約が継続していたものとして、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ) 主契約の死亡保険金額は、この特約の締結前における主契約の死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (ロ) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、(イ) に定める主契約の死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。
6. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に解除の通知をします。
7. 本条の解除権は、つぎの場合には消滅します。
 - (1) 会社が解除の原因を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて 1 ヶ月以内に解除しなかったとき
 - (2) 責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に介護年金または介護給付金の支払事由が発生しなかったとき

第 14 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が給付金（介護年金を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 主契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (5) その他この特約を継続することを期待し得ない第 1 号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金等の支払事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。こ

の場合には、介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払いません。もし、すでに介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払っているときは、その返還を請求します。

3. この特約を解除した場合は、会社は、この特約の払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 前条第6項の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（詐欺による無効、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。
2. 保険契約者が年金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に年金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

7. 払戻金

第16条

1. この特約の払戻金は、その経過年月数により計算します。
2. この特約の払戻金額は、別表に例示します。
3. この特約の払戻金の支払の時期および場所については、第9条（介護年金等の支払の時期および場所）の規定を準用します。

8. 契約者配当

第17条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

10. 無配当年金支払取扱特約と同時に付加する場合の特則

第19条

この特約と無配当年金支払取扱特約を同時に付加する場合は、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（この特約の締結、責任開始期および保険期間）第1項第2号の適用に際しては、「この特約の原資」を「この特約および無配当年金支払取扱特約の原資」と、「無配当介護保障特約の原資」を「無配当介護保障特約および無配当年金支払取扱特約の原資」とそれぞれ読み替えるものとします。
- (2) 第13条（告知義務違反による解除）第5項第2号の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「(2) 充当方式

無配当年金支払取扱特約により主契約の積立金等の一部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当していたものとして、つぎのとおり取り扱います。

- (イ) 基本年金月額、解除する前の無配当年金支払取扱特約の基本年金月額と同額とします。
- (ロ) 無配当年金支払取扱特約の原資に充当されない主契約部分の死亡保険金額は、無配当介護保障特約および無配当年金支払取扱特約の締結前における主契約の死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
- (ハ) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、(ロ)に定める主契約の死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 要介護状態

要介護状態	第1級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち3項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表のa. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
	第2級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

- a. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること
b. 前a. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い）、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則2 介護年金等の請求書類

(1) 介護年金および介護給付金の請求書類

1. 介護年金・介護給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の戸籍抄本
4. 介護年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

(2) 死亡給付金の請求書類

1. 死亡給付金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 主契約の死亡保険金受取人の戸籍抄本
5. 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書
6. 保険証券

(3) 健康祝金の請求書類

1. 健康祝金請求書
2. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
3. 健康祝金の受取人の戸籍抄本
4. 健康祝金の受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

別表 この特約の払戻金額例表

おおむね基本介護年金額の50%となります。

無配当介護保障特約 目次

(この特約の趣旨)

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第1条

2. 特約の型および基本介護年金額

第2条 特約の型

第3条 基本介護年金額

3. この特約の仕組

第4条 介護給付金および介護年金の支払

第5条 死亡給付金の支払

第6条 健康祝金の支払

第7条 介護年金および健康祝金の支払方法の選択

4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条 介護年金等の請求手続

第9条 介護年金等の支払の時期および場所

5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合

第10条 介護年金および介護給付金を支払わない場合

第11条 死亡給付金を支払わない場合

6. この特約の解約、解除等

第12条 解約

第13条 告知義務違反による解除

第14条 重大事由による解除

第15条 詐欺による無効、不法取得目的による無効

7. 払戻金

第16条

8. 契約者配当

第17条

9. 主約款の規定の準用

第18条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

付則1 要介護状態

付則2 介護年金等の請求書類

別表 この特約の払戻金額例表

無配当介護保障特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に介護年金・介護給付金の給付を行なうことを主たる目的としたものです。

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第1条

1. この特約の締結についてはつぎに定めるところによります。

(1) この特約を主契約の保険料払込期間満了日の翌日（主契約が一時払の場合には主契約の契約日とします。）およびその後の主契約の年金支払開始日までの月ごとの契約応当日ならびに主契約の年金支払開始日のうち保険契約者が指定した日に、この特約の保険料を一時払で払い込み主契約に付加する場合（以下「一時払方式」といいます。）

(イ) 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

① 保険料払込方法が一時払の主契約締結の際に付加した場合
主契約の責任開始期

② ①以外の場合

保険契約者から、この特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日

(ロ) (イ) の②の規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から (イ) の②に規定する契約応当日の前日までの間に、第4条第1項に規定する介護給付金の支払事由のうち1. に定める事由に該当することが医師によって診断確定された場合または第5条に規定する死亡給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、医師によって診断確定された時またはその支払事由が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。

(ハ) (イ) の②の場合には、保険証券に裏書します。

(2) 第3条第2号に規定する主契約の積立金等の全部または一部を (ハ) に規定する締結日に、この特約の原資に充当し、主契約に付加する場合（以下「充当方式」といいます。）

- (イ) この特約は、保険契約者から、主契約の積立金等の全部または一部をこの特約の原資に充当する旨の申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。この場合、(ハ)に規定する締結日からこの特約上の責任を負います。
- (ロ) 主契約の積立金等の一部をこの特約の原資に充当するときは、つぎに定めるところによります。
- ① 保険契約者は、この特約の原資に充当されない主契約部分の年金額および死亡保険金額を指定することを要します。
 - ② この特約の原資に充当されない主契約部分については主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)を適用します。この場合、「保険契約」を「無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分」と読み替えます。
- (ハ) この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日およびその後の主契約の年金支払開始日までの契約応当日ならびに主契約の年金支払開始日のうちから、保険契約者が指定した日とします。この場合、この特約条項中「責任開始期」および「責任開始の日」を「締結日」と読み替えます。
- (ニ) この特約が付加された後は、主契約についてつぎに定める取扱をしません。ただし、この特約の原資に充当されない主契約部分についてはこの限りではありません。
- ① 死亡保険金の支払
 - ② 高度障害給付金の支払
 - ③ 死亡払戻金の支払
 - ④ 終身年金または確定年金の支払
 - ⑤ 死亡給付金の支払
- (ホ) 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を付加する旨の申出を行なうことを要します。
- (ヘ) この特約が付加された場合には、保険証券に裏書します。
2. この特約の保険期間は、終身とします。
3. この特約については、つぎの各号の取扱をしません。
- (1) 減額
 - (2) 貸付

2. 特約の型および基本介護年金額

第2条 (特約の型)

保険契約者は、この特約の締結の際に、つぎの表のいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
Ⅰ型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金
	健康祝金
Ⅱ型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金

第3条 (基本介護年金額)

基本介護年金額は、介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金(以下「介護年金等」といいます。)を支払う際に基準となる金額をいい、つぎに定めるところによります。

- (1) 一時払方式
この特約の締結の際に約定した金額とします。
 - (2) 充当方式
保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。ただし、主約款による貸付が行なわれているときはその元利金相当額を差し引き、また未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。
- (イ) 主契約の積立金。この特約の締結時に減額され、または消滅する特約の積立金を含めます。
- (ロ) 主契約に付加されている無配当養老保険特約の生存保険金。すえ置かれた生存保険金を含めます。
- (ハ) 前納金の精算金
- (ニ) 会社の定める金額の範囲内で保険契約者が払い込む金額

3. この特約の仕組

第4条（介護給付金および介護年金の支払）

1. 介護給付金および介護年金の支払は、つぎの表のとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	介護年金受取人
	第2級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	
介護年金	第1級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第1級要介護状態に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第2級要介護状態に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも、つぎのいずれかのときには介護給付金を支払いません。

- (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
- (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき

3. 第1項の規定にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続したと認められない場合は、介護給付金の支払事由はつぎのときに生じることとします。

- (1) 第1級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
- (2) 第2級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

4. 介護年金受取人は、被保険者となります。

第5条（死亡給付金の支払）

1. 被保険者がこの特約の責任開始期以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡時受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認められたときは、死亡給付金を支払います。

第6条（健康祝金の支払）

1. 被保険者がつぎの日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者（主契約の年金支払開始日以後は、主契約の年金受取人となります。）に支払います。

- (1) 被保険者の年齢が70歳に達する契約応当日
- (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日

2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの場合には健康祝金を支払いません。

- (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じたとき
- (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の責任開始の日であるとき

第7条（介護年金および健康祝金の支払方法の選択）

介護年金または健康祝金の受取人は、それぞれつぎの支払方法を選択することができます。

- (1) 介護年金の分割支払
介護年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、被保険者が死亡したときに、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して被保険者の相続人（この場合、次条第4項から第6項までの規定を準用します。）に支払います。
- (2) 健康祝金のすえ置支払
支払事由が生じた日以後健康祝金の受取人から請求があった時までまたはこの特約が消滅した時まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、健康祝金の受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに健康祝金の受取人に支払います。ただし、死亡給付金の支払のときは、主契約の死亡時受取人に支払います。

4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（介護年金等の請求手続）

1. 介護年金、介護給付金および死亡給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者またはその受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 介護年金等を請求する場合には、付則2に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 被保険者が死亡した場合、介護年金または介護給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、介護年金および介護給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡時受取人（法定相続人である死亡時受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
5. 前項の規定により、会社が介護年金または介護給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその介護年金または介護給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 故意に介護年金もしくは介護給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
7. 死亡給付金の受取人は、死亡給付金の支払事由が発生した場合には、死亡給付金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡給付金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第9条（介護年金等の支払の時期および場所）

1. 介護年金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、介護年金受取人、主契約の死亡時受取人または前条第4項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで介護年金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合

第10条（介護年金および介護給付金を支払わない場合）

会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第4条（介護給付金および介護年金の支払）の規定に該当した場合には、介護年金および介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 付則1の備考4. に定める被保険者の薬物依存
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加の程度がこ

の特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じて介護年金または介護給付金の全額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

第 11 条（死亡給付金を支払わない場合）

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第 5 条（死亡給付金の支払）の規定に該当した場合には、死亡給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者の故意
 - (2) 主契約の死亡時受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
2. 前項の規定によって死亡給付金を支払わない場合、この特約の払戻金があるときは、会社はこれを保険契約者に支払います。ただし、前項第 1 号の場合には支払いません。

6. この特約の解約、解除等

第 12 条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、会社は、この特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 前項の規定にかかわらず、直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、解約は取り扱いません。
3. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第 13 条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、介護年金等の支払事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、介護年金または介護給付金を支払いません。もし、すでに介護年金または介護給付金が支払われているときはその返還を請求します。ただし、その支払事由の発生が解除の原因となった事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. この特約を解除したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 一時払方式
会社の定める方法により計算した金額を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後は、主契約の年金受取人として、以下、本条において同様とします。）に支払います。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (2) 充当方式
この特約の締結前の主契約が継続していたものとして、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ) 主契約の年金月額および死亡保険金額は、この特約の締結前における主契約の年金月額および死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (ロ) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、(イ) に定める主契約の年金月額および死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。
6. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡時受取人に解除の通知をします。
7. 本条の解除権は、つぎの場合には消滅します。
 - (1) 会社が解除の原因を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて 1 ヶ月以内に解除しなかったとき
 - (2) 責任開始の日からその日を含めて 2 年以内に介護年金または介護給付金の支払事由が発生しなかったとき

第 14 条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡時受取人が給付金（介護年金を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) 主契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (5) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金等の支払事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払いません。もし、すでに介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払っているときは、その返還を請求します。
 3. この特約を解除した場合は、会社は、この特約の払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 4. 前条第6項の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（詐欺による無効、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。
2. 保険契約者が年金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に年金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

7. 払戻金

第16条

1. この特約の払戻金は、その経過年月数により計算します。
2. この特約の払戻金額は、別表に例示します。
3. この特約の払戻金の支払の時期および場所については、第9条（介護年金等の支払の時期および場所）の規定を準用します。

8. 契約者配当

第17条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 主約款の規定の準用

第18条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 要介護状態

要介護状態	第1級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち3項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表のa. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
	第2級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

- a. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
(1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること
- b. 前a. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い）、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則2 介護年金等の請求書類

(1) 介護年金および介護給付金の請求書類

1. 介護年金・介護給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の戸籍抄本
4. 介護年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

(2) 死亡給付金の請求書類

1. 死亡給付金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 主契約の死亡時受取人の戸籍抄本
5. 主契約の死亡時受取人の印鑑証明書
6. 保険証券

(3) 健康祝金の請求書類

1. 健康祝金請求書
2. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
3. 健康祝金の受取人の戸籍抄本
4. 健康祝金の受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

別表 この特約の払戻金額例表

おおむね基本介護年金額の50%となります。

無配当介護保障特約 目次

(この特約の趣旨)	第12条 解約
1. この特約の締結、責任開始期および保険期間	第13条 告知義務違反による解除
第1条	第14条 重大事由による解除
2. 特約の型および基本介護年金額	第15条 詐欺による無効、不法取得目的による無効
第2条 特約の型	7. 払戻金
第3条 基本介護年金額	第16条
3. この特約の仕組	8. 契約者配当
第4条 介護給付金および介護年金の支払	第17条
第5条 死亡給付金の支払	9. 主約款の積立金に関する規定の不適用
第6条 健康祝金の支払	第18条
第7条 介護年金および健康祝金の支払方法の選択	10. 主約款の規定の準用
4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所	第19条
第8条 介護年金等の請求手続	11. 無配当年金支払取扱特約と同時に付加する場合の特則
第9条 介護年金等の支払の時期および場所	第20条
5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
第10条 介護年金および介護給付金を支払わない場合	付則1 要介護状態
第11条 死亡給付金を支払わない場合	付則2 介護年金等の請求書類
6. この特約の解約、解除等	別表 この特約の払戻金額例表

無配当介護保障特約

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が所定の要介護状態に該当した場合に介護年金・介護給付金の給付を行なうことを主たる目的としたものです。

1. この特約の締結、責任開始期および保険期間

第1条

1. この特約の締結についてはつぎに定めるところによります。

(1) この特約を主契約の保険料払込期間満了日の翌日（主契約が一時払の場合には主契約の契約日、主契約が終身払の場合には会社の定める日とします。）およびその後の月ごとの契約応当日のうち保険契約者が指定した日に、この特約の保険料を一時払で払い込み主契約に付加する場合（以下「一時払方式」といいます。）

(イ) 会社は、この特約の付加を承諾した場合、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

① 保険料払込方法が一時払の主契約締結の際に付加した場合

主契約の責任開始期

② ①以外の場合

保険契約者から、この特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月ごとの契約応当日

(ロ) (イ) の②の規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険料相当額を会社が受領した時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から (イ) の②に規定する契約応当日の前日までの間に、第4条第1項に規定する介護給付金の支払事由のうち1に定める事由に該当することが医師によって診断確定された場合または第5条に規定する死亡給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、医師によって診断確定された時またはその支払事由が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負いません。

- (ハ) (イ) の②の場合には、保険証券に裏書します。
- (2) 第3条第2号に規定する主契約の積立金等の全部または一部を(ハ)に規定する締結日に、この特約の原資に充当し、主契約に付加する場合(以下「充当方式」といいます。)
- (イ) この特約は、保険契約者から、主契約の積立金等の全部または一部をこの特約の原資に充当する旨の申出があり、被保険者の同意を得て会社が承諾した場合に、主契約に付加して締結します。この場合、(ハ)に規定する締結日からこの特約上の責任を負います。
- (ロ) 主契約の積立金等の一部をこの特約の原資に充当するときは、つぎに定めるところによります。
- ① 保険契約者は、この特約の原資に充当されない主契約部分の死亡保険金額を指定することを要します。
 - ② この特約の原資に充当されない主契約部分については主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)を適用します。この場合、「保険契約」を「無配当介護保障特約の原資に充当されない主契約部分」と読み替えます。
- (ハ) この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日(主契約が終身払の場合には会社の定める日)およびその後の契約応当日のうちから、保険契約者が指定した日とします。この場合、この特約条項中「責任開始期」および「責任開始の日」を「締結日」と読み替えます。
- (ニ) この特約が付加された後は、主契約についてつぎに定める取扱をしません。ただし、この特約の原資に充当されない主契約部分についてはこの限りではありません。
- ① 死亡保険金の支払
 - ② 高度障害給付金の支払
- (ホ) 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を付加する旨の申出を行なうことを要します。
- (ヘ) この特約が付加された場合には、保険証券に裏書します。
2. この特約の保険期間は、終身とします。
3. この特約については、つぎの各号の取扱をしません。
- (1) 減額
 - (2) 貸付

2. 特約の型および基本介護年金額

第2条(特約の型)

保険契約者は、この特約の締結の際に、つぎの表のいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
Ⅰ型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金
	健康祝金
Ⅱ型	介護年金
	介護給付金
	死亡給付金

第3条(基本介護年金額)

基本介護年金額は、介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金(以下「介護年金等」といいます。)を支払う際に基準となる金額をいい、つぎに定めるところによります。

- (1) 一時払方式
この特約の締結の際に約定した金額とします。
 - (2) 充当方式
保険契約者の指定にもとづき、主契約におけるつぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算した金額とします。ただし、主約款による貸付が行なわれているときはその元利金相当額を差し引き、また未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。
- (イ) 主契約の積立金。この特約の締結時に減額され、または消滅する特約の責任準備金を含めます。
- (ロ) 主契約に付加されている無配当養老保険特約の生存保険金。すえ置かれた無配当養老保険特約の生存保険金を含めます。
- (ハ) 前納金の精算金
- (ニ) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

3. この特約の仕組

第4条（介護給付金および介護年金の支払）

1. 介護給付金および介護年金の支払は、つぎの表のとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	介護年金受取人
	第2級介護給付金 つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後付則1の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × （支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数） ÷ （支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数）	
介護年金	第1級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第1級要介護状態に該当したこと 2. 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金 契約応当日において、つぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するときは除きます。 1. 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後第2級要介護状態に該当したこと 2. 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも、つぎのいずれかのときには介護給付金を支払いません。

- (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
- (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき

3. 第1項の規定にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続したと認められない場合は、介護給付金の支払事由はつぎのときに生じることとします。

- (1) 第1級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
- (2) 第2級介護給付金
その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

4. 介護年金受取人は、被保険者としてします。

5. 前項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、介護年金または介護給付金の受取人は保険契約者としてします。

第5条（死亡給付金の支払）

1. 被保険者がこの特約の責任開始期以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。
2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

第6条（健康祝金の支払）

1. 被保険者がつぎの日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者に支払います。

- (1) 被保険者の年齢が70歳に達する契約応当日
 - (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日
2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの場合には健康祝金を支払いません。
- (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の責任開始の日であるとき

第7条（介護年金および健康祝金の支払方法の選択）

介護年金または健康祝金の受取人は、それぞれつぎの支払方法を選択することができます。

- (1) 介護年金の分割支払
介護年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、被保険者が死亡したときに、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人（被保険者が介護年金受取人であるときは被保険者の相続人）に支払います。
- (2) 健康祝金のすえ置支払
支払事由が生じた日以後健康祝金の受取人から請求があった時までまたはこの特約が消滅した時まで、会社の定める利率による利息をつけてすえ置いておき、健康祝金の受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに健康祝金の受取人に支払います。ただし、死亡給付金の支払のときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。

4. 介護年金等の請求手続ならびに支払の時期および場所

第8条（介護年金等の請求手続）

1. 介護年金、介護給付金および死亡給付金の支払事由が発生した場合には、保険契約者またはその受取人は、直ちに会社に通知して下さい。
2. 介護年金等を請求する場合には、付則2に規定する書類を会社に提出することを要します。
3. 会社は、前項の書類のほか特に必要と認められた書類の提出を求めまたは前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に被保険者の診査を行なわせることがあります。
4. 介護年金受取人が、介護年金または介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、介護年金受取人の代理人として介護年金または介護給付金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
 - (イ) 被保険者と同居している3親等内の親族
 - (ロ) 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 - (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者
5. 死亡給付金の受取人は、死亡給付金の支払事由が発生した場合には、死亡給付金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡給付金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第9条（介護年金等の支払の時期および場所）

1. 介護年金等は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほかは、その請求に必要な書類が会社の本社に到達してから7日以内（本社以外で支払う場合には、別に所要日数を加算します。）に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで介護年金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

5. 介護年金、介護給付金および死亡給付金を支払わない場合

第10条（介護年金および介護給付金を支払わない場合）

会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第4条（介護給付金および介護年金の支払）の規定に該当した場合には、介護年金および介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 付則1の備考4. に定める被保険者の薬物依存
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加の程度がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、その程度に応じて介護年金または介護給付金の全

額を支払いまたはその一部を削減して支払います。

第11条（死亡給付金を支払わない場合）

1. 会社は、被保険者がつぎの各号のいずれかによって第5条（死亡給付金の支払）の規定に該当した場合には、死亡給付金を支払いません。
 - (1) 保険契約者の故意
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
2. 前項の規定によって死亡給付金を支払わない場合、この特約の払戻金があるときは、会社はこれを保険契約者に支払います。ただし、前項第1号の場合には支払いません。

6. この特約の解約、解除等

第12条（解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、会社は、この特約の払戻金を保険契約者に支払います。
2. 前項の規定にかかわらず、直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、解約は取り扱いません。
3. この特約が解約された場合には、保険証券に会社の裏書を受けて下さい。

第13条（告知義務違反による解除）

1. この特約の締結の際に、会社が書面で告知を求めた事項（以下本条において「告知事項」といいます。）について、保険契約者および被保険者は、その書面でまたは会社の診査医に対して口頭で告知することを要します。
2. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について告知しなかったかまたは真実でないことを告知した場合には、会社は、その事実を知ったときに将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合および過失によって知らなかった場合には解除することはできません。
3. 会社は、介護年金等の支払事由が発生した後であっても、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
4. 前項の場合には、会社は、介護年金または介護給付金を支払いません。もし、すでに介護年金または介護給付金が支払われているときはその返還を請求します。ただし、その支払事由の発生が解除の原因となった事実によるものでないときは、この限りではありません。
5. この特約を解除したときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 一時払方式
会社の定める方法により計算した金額を保険契約者に支払います。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (2) 充当方式
この特約の締結前の主契約が継続していたものとして、つぎのとおり取り扱います。
 - (イ) 主契約の基本死亡保険金額は、この特約の締結前における主契約の基本死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
 - (ロ) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、(イ)に定める主契約の基本死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。
 - (ハ) 主契約の増加死亡保険金額は、この特約の締結日の前日における増加死亡保険金額とします。
 - (ニ) この特約の原資に充当されていた主契約部分の積立利率は、この特約の締結日からその日を含めてこの特約の解除の効力が発生した日の直後に到来する月ごとの契約応当日の前日まで、主契約の予定利率と同一とし、主約款の積立金に関する規定は適用しません。
6. 本条の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明である場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に解除の通知をします。
7. 本条の解除権は、つぎの場合には消滅します。
 - (1) 会社が解除の原因を知った日（正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1ヵ月以内に解除しなかったとき
 - (2) 責任開始の日からその日を含めて2年以内に介護年金または介護給付金の支払事由が発生しなかったとき

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人が給付金（介護年金を含みます。また、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目

的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) 主契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (5) その他この特約を継続することを期待し得ない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 介護年金等の支払事由が発生した後も、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払いません。もし、すでに介護年金、介護給付金または死亡給付金を支払っているときは、その返還を請求します。
3. この特約を解除した場合は、会社は、この特約の払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
4. 前条第6項の規定は、本条に規定する特約解除の場合に準用します。

第15条（詐欺による無効、不法取得目的による無効）

1. 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。
2. 保険契約者が年金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に年金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもってこの特約を付加したときは、この特約は無効とし、すでに払い込まれたこの特約の一時払保険料および基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

7. 払戻金

第16条

1. この特約の払戻金は、その経過年月数により計算します。
2. この特約の払戻金額は、別表に例示します。
3. この特約の払戻金の支払の時期および場所については、第9条（介護年金等の支払の時期および場所）の規定を準用します。

8. 契約者配当

第17条

この特約に対する契約者配当金はありません。

9. 主約款の積立金に関する規定の不適用

第18条

この特約の原資に充当された主契約部分については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

10. 主約款の規定の準用

第19条

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

11. 無配当年金支払取扱特約と同時に付加する場合の特則

第20条

この特約と無配当年金支払取扱特約を同時に付加する場合は、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（この特約の締結、責任開始期および保険期間）第1項第2号の適用に際しては、「この特約の原資」を「この特約および無配当年金支払取扱特約の原資」と、「無配当介護保障特約の原資」を「無配当介護保障特約および無配当年金支払取扱特約の原資」とそれぞれ読み替えるものとします。
- (2) 第13条（告知義務違反による解除）第5項第2号の適用に際しては、つぎのとおり読み替えるものとします。

「(2) 充当方式

無配当年金支払取扱特約により主契約の積立金等の一部を無配当年金支払取扱特約の原資に充当していたものとして、つぎのとおり取り扱います。

- (イ) 基本年金月額、解除する前の無配当年金支払取扱特約の基本年金月額と同額とします。
- (ロ) 無配当年金支払取扱特約の原資に充当されない主契約部分の基本死亡保険金額は、無配当介護保障特約および無配当年金支払取扱特約の締結前における主契約の基本死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、それらの金額にかかる金銭を精算します。
- (ハ) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、(ロ)に定める主契約の基本死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。
- (ニ) 主契約の増加死亡保険金額は、無配当介護保障特約の締結日の前日における無配当介護保障特約の原資に充当されていた主契約部分の増加死亡保険金額とします。
- (ホ) 無配当介護保障特約の原資に充当されていた主契約部分の積立利率は、無配当介護保障特約の締結日

からその日を含めて無配当介護保障特約の解除の効力が発生した日の直後に到来する月ごとの契約応当日の前日までは、主契約の予定利率と同一とし、主約款の積立金に関する規定は適用しません。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

付則1 要介護状態

要介護状態	第1級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち3項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表のa. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
	第2級要介護状態	つぎのいずれかに該当したとき 1. 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態 2. 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

a. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

b. 前a. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い）、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

付則2 介護年金等の請求書類

(1) 介護年金および介護給付金の請求書類

1. 介護年金・介護給付金請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 被保険者の戸籍抄本
4. 介護年金受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

(2) 死亡給付金の請求書類

1. 死亡給付金請求書
2. 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書）
3. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
4. 主契約の死亡保険金受取人の戸籍抄本
5. 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書
6. 保険証券

(3) 健康祝金の請求書類

1. 健康祝金請求書
2. 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
3. 健康祝金の受取人の戸籍抄本
4. 健康祝金の受取人の印鑑証明書
5. 保険証券

別表 この特約の払戻金額例表

おおむね基本介護年金額の50%となります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



←当社用



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナジブロック 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先(担当者)